

# 社会福祉法人吉原福祉会

全ての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和 2年 11月 1日～令和 6年 3月 31日

## 2. 内容

**目標1：**女性職員が就業継続しやすくまた、育児・介護の休暇、休業を取得しやすい環境づくりをすすめます。また、子育てに関する有益な情報などを提供する。

### 〈対策〉

#### ●令和 2年11月～

#### 行動計画の周知

育児・介護休業に関する諸制度を職員に周知する。  
子育て、介護に関する有益な情報、体験談を調査する。  
職員へ子育て、介護に関する有益な情報、体験談を提供する。

#### ●令和 4年

会議などにおいて、規定の改定ごとに公表し周知する。  
新設される出生時育児休業について会議等で周知する。  
育児・介護休業に該当する職員がいる場合には直接有益な情報や制度について話し、家庭と職場を両立できるよう話し合いを行う。

#### ●令和 5年

介護・育児の休暇、休業を取得した職員の体験談を提供し、採用パンフレット等に掲載することで職場の働きやすさを伝える。

**目標2：**計画期間の最終年度である令和5年度において、今年度付与日数10日以上の職員に対して、そのうちの5.5日を取得する。

### 〈対策〉

#### ●令和 2年11月～

#### 行動計画を周知する。

目標取得日数を全職員に周知する。  
共有サーバーにて各所属長にも隨時意識して取得を促せるように管理表を設ける。  
会議等において取得推進を呼びかけるとともに、掲示物などを利用して職員に対し啓発活動を図る。

#### ●令和 5年

#### 行動計画の再度周知する

有給取得日が少ない職員に対して個別に取得を促すよう各所属長に会議などで知らせる。